

○長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用取扱要綱

(令和元年8月21日告示第40号)

(目的)

第1条 この告示は、長門湯本温泉観光まちづくりマーク（以下「マーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって長門湯本温泉の観光まちづくり事業の魅力ある温泉街の形成及び地域コミュニティの維持発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、マークとは別図のことをいう。

(マークに関する権利)

第3条 マークに関する一切の権利は、長門市（以下「市」という。）に属する。

(長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録並びにマークの使用承諾)

第4条 マークを使用しようとする者は、あらかじめ長門湯本観光まちづくり推進事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後で、マークの使用承諾（以下「使用承諾」という。）申請を行い、市長の使用承諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、マークの使用が次の各号に該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。

(1) 市が使用する場合

(2) 国又は地方公共団体が使用する場合

(3) 市が共催するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

(4) その他事業者登録の手続きを必要としないと市長が認めた場合

3 前2項の規定にかかわらず、マークの使用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者登録及び使用承諾を要しない。

(事業者登録の申請)

第5条 前条第1項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(事業者登録の手続き)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、事業者登録を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録・登録拒否通知書(別記様式第2号)により当該登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。

4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、登録申請者(申請者が法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

(1) 長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条に定める暴力団又は暴力団員等である者

(2) 風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

(4) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(5) 市の信用又は品位を害し、又は正しい理解の妨げになると認められる行為を行う者

2 市長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録・登録拒否通知書(別記様式第2号)により当該登録申請者へ通知するものとする。

(事業者登録内容の変更等)

第8条 事業者登録を受けた者で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録変更申請書(別記様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適当と認める場合は事業者登録の内容について変更を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録変更通知書（別記様式第4号）により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

（使用承諾の申請）

第9条 第4条第1項又は第4条第2項の規定により、使用承諾を受けようとする者は、長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾申請書（別記様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者（以下「使用承諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（使用承諾の手続き）

第10条 市長は、前条第1項の規定による使用承諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用承諾を行うことができる。なお、この場合、市長はマークの使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する使用承諾を行った場合は、長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾・不承諾通知書（別記様式第6号）により当該使用承諾申請者へ通知するものとする。

3 使用承諾の期間は、使用承諾の日から事業者登録の有効期限の満了日までを期限とする。

（使用承諾の制限）

第11条 市長は、前条の規定にかかわらず、使用承諾申請者のマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を承諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) マークの利用の手引きに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。

(4) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (5) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
  - (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
  - (8) マークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) その他、市長がマークの使用が適当でないと認める場合
- 2 市長は、前項の規定により前条の使用承諾を行わない場合は、長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾・不承諾通知書（別記様式第6号）により当該使用承諾申請者へ通知するものとする。

（使用承諾内容の変更）

- 第12条 第10条の規定により使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該使用承諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾変更申請書（別記様式第7号）」を市長に提出し、変更についての使用承諾を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定による変更申請があった場合は、第10条第1項及び第11条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適当と認める場合は、その変更についての使用承諾を行うことができる。
- 3 市長は、前項に規定する変更についての使用承諾を行った場合は、長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾変更通知書（別記様式第8号）により当該使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承諾を受けた内容（前条の規定による使用承諾内容の変更使用承諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）に限り使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

- (3) 当該使用承諾に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、市長が別に指示する。
- (4) マークの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第14条 マークの使用料については、当分の間、無料とする。

(事業者登録又は使用承諾の取消し等)

第15条 市長は、事業者登録を受けた者又は使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録（第8条の規定による事業者登録内容の変更登録があった場合は、その変更登録後のもの。以下同じ。）若しくは使用承諾（第14条の規定による使用承諾内容の変更使用承諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）又はその両方を取り消すことができる。

- (1) 提出した長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録申請書若しくは長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録変更申請書又は長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾申請書長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第7条第1項又は第11条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第13条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他事業者登録若しくは使用承諾又はその両方の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第9号）により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用承諾の取り消しを受けた者は、使用対象物等に取消しの日からマークを使用することはできない。

4 市長は、使用承諾の取り消しを受けた者に対して、使用承諾の取り消しを受けた使用対象物等については回収等の措置を請求することができる。

5 市長は、前3項の規定により、事業者登録若しくは使用承諾又はその両方の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は、第 1 項の規定により事業者登録若しくは使用承諾又はその両方の取消しを受けた者が、その取消し後に行った事業者登録申請又は使用承諾申請について、必要と認める期間、当該事業者登録又は使用承諾を行わないことができる。

7 市長は、事業者登録又は使用承諾を受けずにマークを使用した者が行う事業者登録の申請又は使用承諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前二項に定める市長が必要と認める期間は、第 6 項の規定については取消しの日から、第 7 項の規定については市が事実を確認した日から起算して、最長 3 年間とする。

(申請等の取下げ)

第 16 条 第 5 条、第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、取下げ申請書」(別記様式第 10 号)を市長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(マークの使用の非独占性等)

第 17 条 この告示による使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 18 条 市は、この告示による事業者登録又は使用承諾の申請、事業者登録又は使用承諾の内容に係る変更申請及びマークの使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第 19 条 市は、使用承諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前 2 項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第 20 条 市長は、マークの適正な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用承諾の状況及び使用承諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 21 条 この告示に関する事務は、成長戦略推進課が行う。

(その他)

第 22 条 この告示に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録・登録拒否通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録変更申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくり推進事業者登録変更通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾申請書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾・不承諾通知書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 14 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくり使用承諾変更申請書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 14 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくりマーク使用承諾変更通知書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 17 条関係)

取消し通知書

[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 18 条関係)

取下げ申請書

[別紙参照]

別図(第 2 条関係)

長門湯本温泉観光まちづくりマーク

# 長門湯本温泉観光まちづくりマーク



色指定：特色指定可能な場合



色指定：CMYK



C 38.2%

色指定：RGB



R 169

W